

令和5年7月 農業委員会議事録

開催日：令和5年7月25日（火）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 7月25日（火）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	欠	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	欠	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 江 森 一 雄

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚
農業振興課主幹 加 藤 武 司
農業振興課主幹 濱 野 洋 平
農業振興課主幹 小 川 円 香

6. 議 事

① 議 案

- 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
- 第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

② 報 告

- 第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
- 第4号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時47分

9. 会議の内容

局	長	皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、全員そろいましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。
会	長	おはようございます。お暑い中ご苦労さまです。 皆様のお手元にチラシを配らせていただきました。今朝のテレビで、外来種でナガエツルノゲイトウという難しい名前の特定外来生物が入ってきているそうです。先日20日に越谷の展示圃の巡回のときに普及センターからこの資料をもらったのですが、今朝テレビでやっていたので、急遽皆様にお知らせしようと思って持ってきました。これを、発見したら普及センターのほうに連絡をくださいということで、まだ埼玉では確認されていないかと思うのですが、今日のテレビの内容は、どんどん増えているとのこと。チラシの裏に枯らす薬剤は書いてありますが、葉の部分しか枯れないので、根っこが残るとまた再生してしまうのだそうです。最終的にはきれいに取るしか防ぎようがないということだそうです。市内ではまだ確認されていませんが、もしこんな草があったら普及センターのほうに連絡をしていただければと思います。 話まとめませんけれども、冒頭の挨拶といたします。慎重審議よろしくをお願いします。
局	長	ありがとうございました。 本日は、大熊委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。
議	長	ただいまより開催いたします。

統括主幹

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から3番の坂巻委員、4番の山崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（住宅）です。転用理由といたしまして、現在住んでいる住宅敷地内には所有する自動車台数を駐車するスペースがなく、来客者用の駐車スペースを含め敷地内に確保するための申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

1番委員
(瀬尾委員)

1番の件についてご説明いたします。

7月12日に現地確認をしております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅の敷地拡張であります。申請地の北側は既存宅地、南側は道路と接していきまして、西側には既存の生け垣が配置されております。南側と東側は申請人の宅地に隣接し、北側と西側は既存コンクリートブロック及びフェンスで区画されていることから、農地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

全
議

員
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外にある賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、間取りに余裕のある自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地の近隣には生活に必要な商業施設や薬局もあり、実家にも程近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和56年に市外に本店を置き、主に薬液注入による地盤改良工事を営む法人です。現在使用している資材置場は大変狭く、会社の所有する車の駐車スペースにも苦慮し、土地を探していたところ、申請地は幹線道路からのアクセスもよく、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（住宅）です。転用理由といたしまして、現在住んでいる住宅の土地、建物を相続し

議 長

1 番 委 員
(瀬尾委員)

ましたが、北側前面道路側溝は農業用水路のため排水ができず、申請地を使用し水路に排水していました。今後も排水設備用地及び庭として管理することを計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になったため戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父の所有する土地で、両親の住宅にも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になったため戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は独り暮らしをしている高齢の祖母の住まいにも程近く、祖母の生活支援にも利便性がよく、周辺には小中学校や商業施設もあり、子育てをする上でも最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番については瀬尾委員、4番については渋谷委員、5番については坂巻委員よりお願いいたします。

では、1番から3番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1番の件についてご説明いたします。

7月12日に現地確認をしております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅であります。南側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロ

議 長

5 番 委 員
(渋谷 委員)

議 長

3 番 委 員
(坂 巻 委員)

ックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく7月12日に現地確認しております。申請地の現状は田、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロック及びフェンスにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。同じく7月12日に現地確認をしております。申請地の現状は畑、転用目的は住宅の敷地拡張です。北側を既存ブロック、その他の周囲を平板ブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

ありがとうございました。

4番について、渋谷委員よりお願いいたします。

4番の件についてご説明します。

7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側と西側及び路地状部分の北側に接する土地には段差がなく、路地状部分を除いた北側と南側にコンクリートブロック及びフェンスが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

5番について、坂巻委員よりお願いいたします。

5番の件につきましてご説明いたします。

7月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。
全 員	ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
	続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から9番について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の2ページから4ページを御覧ください。
	第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から9番について説明します。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、6番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成13年に市外に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。現在、業務用大型車両の駐車場を借りておりますが、従業員の通勤用自動車の駐車スペースがなく、大型車両との入替えで利用していますが、入替え時に近隣住民等に迷惑をかけたり危険性もあるため、従業員の通勤用自動車の駐車場用の土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。
	続きまして、7番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成27年に市外に本店を置き、主に産業廃棄物収集運搬業及び処分業を営む法人です。昨今、建設発生土の総量が増加傾向にあり、現在使用している資材置場だけでは手狭になり、土地を探していたところ、申請地は現在使用している資材置場にも近

議

長

く、利便性もよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は社会福祉施設です。転用理由といたしまして、譲受人は平成24年に市外に本店を置き、主に障害指定福祉サービス事業の経営を営む法人です。現在、栃木県、東京都、千葉県にグループホームを運営していますが、事業拡大のためそれぞれの中間地点である越谷市付近で土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に居住しておりますが、将来母親の介護等を考え、戸建て住宅を計画し土地を探していたところ、申請地は職場への通勤にも便利で、母親の住まいに程近く、最適な場所と考え申請に及んだものです。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番及び7番については私から説明します。8番及び9番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、6番及び7番について私から説明いたします。

6番の件について説明いたします。7月20日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

引き続き7番の件について説明いたします。同じく7月20日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。

2 番 委 員
(藤井委員)

議 長
全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

北側出入口部分を除き、東側は既存コンクリートブロック、西側にコンクリート柵板、南側にL型擁壁とフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8番及び9番について、藤井委員よりお願いいたします。

それでは、8番の件についてご説明いたします。

7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は社会福祉施設です。南側及び西側は道路に接しており、北側はコンクリートブロック及びフェンスを設置します。東側は既にコンクリートブロック及びフェンスが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。以上、ご報告いたします。

続きまして、9番の件についてご説明いたします。7月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上2件ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局より説明願います。

議案書の5ページを御覧ください。第3号議案 相続税の納税猶予

		に関する適格者証明書の発行について説明します。 本件は、農業経営を継続することを前提として、租税特別措置法の規定に基づき相続人が農地を相続することにより取得した場合には、相続税の納税猶予の特例が受けられることとなっております。 番号、被相続人氏名、相続人氏名の順に読み上げます。 1 番の内容ですが、筆数は7筆です。面積は5,060平方メートルです。相続開始年月日は令和4年9月11日です。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員6番の関根委員、推進委員7番の高島委員よりお願いいたします。 それでは、まずは関根委員よりお願いいたします。
6 番推進委員 (関根委員)		それでは、1 番の増森地区について、7月18日に現地を確認いたしましたので、ご報告いたします。 申請地の農地4筆につきましては、適正に管理、耕作されていまして、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
議	長	ありがとうございました。 続いて、高島委員よりお願いいたします。
7 番推進委員 (高島委員)		1 番の大相模地区について、7月18日に現地を確認いたしましたので、ご報告いたします。 申請地の農地3筆につきましては、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり証明することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第４号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、令和５年４月１日の施行日から起算して２年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができるとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の６ページを御覧ください。

第４号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は８５６平方メートル、再設定で、期間は５年です。

本計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第５号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての１番から５番について、農業振興課から説明願います。

農業振興課の濱野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の7ページを御覧ください。

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
ご説明いたします。

令和5年4月14日から令和5年6月14日までの申出期間におきまして、農業振興地域整備計画の変更に係る農用地区域からの除外の申出が10件ありました。農業振興地域整備計画の変更に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご意見をお聞きするものです。

農用地除外の今後の手続としましては、関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て市の意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなければ、おおよそ1年程度の後、農用地区域から除外され、農地法許可申請が提出される流れになります。

申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。

それではまず、1番から5番の案件についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人は市内で中古車販売業を営んでおります。現在自己の敷地に展示している中古車のほかに、取引のある整備会社や板金業者に中古車約20台を預かってもらいながら販売業を続けてきました。しかしながら、預かり先から、今後は預かることはできないと言われており、新たに中古車置場を必要としております。また、今後レンタカー事業や活用できる自動車部品のみ販売といった事業展開を考えていることから、合計34台分の中古車置場の必要性が生じておりました。これらの理由で土地を探していたところ、申出地を借り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、2番の概要ですが、除外理由は敷地拡張です。申出人は、川口市に本社を置き運送業を営んでおり、越谷市内では建築資材

であるプレカット材の資材置場を保有しております。現在、プレカット材の運搬にはトラック10台を利用しており、搬入搬出時の状況によっては路上で待機する時間が生じております。さらに、今後はプレカット材を運搬する事業の拡大を見込んでいることから、拡大分3台を含めた合計13台分のトラックの駐車場の必要性が生じております。そのような中、土地を探していたところ、既存の資材置場の隣接地を譲り受けることができるようになったため、駐車場として敷地拡張をしたいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、3番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、妻、子供たちの計4人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具も増え手狭となったことから、新居を建築したいと考えるようになりました。将来、義理の母の生活のサポートなどを考え、義理の母宅の近くに居住したいと思い相談したところ、義理の母が所有している申出地を利用できることになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は131.83平方メートルを予定しております。

続きまして、4番の概要ですが、除外理由は店舗です。申出人は、現在市内に居住しながら自動車整備工場で働いておりますが、整備士として経験を積んでいく中で、自分の工場を持ちたいと考えるようになりました。増森地区には自動車を保有する農家や増森工業団地もあることから、整備対象となる自動車の需要を見込んで土地を探していたところ、申出地を借り受けることができるようになったため、自動車整備工場として利用したいという申出です。建築面積は、259.2平方メートルを予定しております。

続きまして、5番の概要ですが、除外理由は敷地拡張です。申出人は、市内にて運送業や重機のレンタル事業を営んでおります。今後は、自ら行う運送業や重機のレンタル料に加えて、同業他社と業務提携を結んで運送業を行う第一種貨物利用運送事業の計画もあることから、レンタル用の重機や大型トラック、大型コンテナの置場や第一種貨物利用運送事業で使用する配送ボックス、金属パレットやフォークリフ

		ト、またシザーリフトといった倉庫内作業用の特殊車両を保管する倉庫の必要性が生じております。これらの理由で土地を探していたところ、本社所在地の隣接地である農地を借り受けることができるようになったため、倉庫用地として敷地拡張したいという申出です。建築面積は、4,806平方メートルを予定しております。
		農業振興課からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連する現地調査の結果並びに補足説明を、1番について藤井委員、3番について三ツ木委員、2番及び4番、5番について渋谷委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について、藤井委員よりお願いいたします。
2 番 委 員		1番の件について、7月14日に現地を確認しましたので、ご報告いたします。
(藤井委員)		現地は畑で、除外理由は資材置場です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
		以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		続いて、説明員の関係で順序が逆になりますが、3番について、三ツ木委員よりお願いいたします。
1 4 番 委 員		3番の件について、7月12日に現地を確認いたしましたので、報告します。
(三ツ木委員)		現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
		以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		続いて、2番、4番及び5番について、渋谷委員よりお願いいたします。
5 番 委 員		2番の件について、7月14日に現地を確認しましたので、報告します。
(渋谷委員)		

議 長

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

議 長
開 発 指 導 課

現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。周囲には既に土留め、擁壁が設置されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続きまして、4番の件について、同じく7月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は畑で、除外理由は店舗です。周囲に土留め、ブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

続いて、5番の件について、同じく7月14日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

三ツ木委員、お願いします。

5番の件について質問いたします。

これだけの大きな面積を、今現在畑になっているということですが、かなりの土盛りがされております。先日の大雨でこの地区は水が出て、周りの田んぼは1週間ぐらい水が引けなかったのです。ですから、これだけの面積、どこへ水を流すのか。

それから、降った、せめてこれだけの貯水機能を果たせるようなものを持たせて宅地にしないと周りに影響がかなり出ます。今現在かなり高く土盛りしてあります。ですから、そういったことをもう少し配慮するように業者をお願いしたいと思います。これを造ったとき、結局水です。水、一時の保管場所とかそういった貯水機能を持たせるような機能はあるのですか。

事務局からお願いします。

今の三ツ木委員の質問にお答えします。

今回の対象面積は1ヘクタールを超えます。雨水流出抑制施設、雨水をためる施設なのですけれども、1ヘクタールを超えますと埼玉県

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

議 長
1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

議 長
全 員
議 長

議 長

農 業 振 興 課

との協議になりますので、埼玉県の河川砂防課というところで県の条例がありますので、そちらの許認可を受けまして、このような排水機能を持たせるということになっていきますので、あとその土盛りの関係とかは我々のほうで公共施設の整備を義務づけますので、土地の検査や中間検査、完了検査という、我々職員が現場に行ったりしますので、その際には指導するなどして対応したいと思っています。

分かりました。盛ってしまってから、できてしまってから壊せというのは非常に難しいと思うのです。ですから、現状見た限り、かなり土盛りも盛ってあるのです。というのは、うちの周りもそうなのです。かなり土盛りしてしまっていて、現状はそうではないと思ったのですが、実際に1メートル以上土盛りされて、この間の雨で土砂も全部流れて、いまだにコンクリートブロックもやっていない状態のところが現実にあるのです。実際に宅地になってしまってからそれはなかなか改善するのは難しいと思うのです。その前に、業者ないしそのいわゆる開発業者に十分気をつけるように、そして指導をお願いしたいと思います。

以上です。

よろしいですか。

はい。

ほかに。

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての6番から10番について、農業振興課から説明願います。

それでは、6番から10番の案件についてご説明いたします。

引き続き議案書の9ページ及び別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。

6番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は、現在越谷市内で両親と居住しておりますが、今後結婚する予定もあることから、新居を建築したいと考えるようになりました。将来子供ができた際や高齢になる両親のサポートなど協力し合うことを考え、両親宅の近くに居住することを望んでおります。その旨を父に相談したところ、父が所有する申出地を利用することができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。建築面積は、86.12平方メートルを予定しております。

続きまして、7番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人は、越谷市内でリフォーム工事、宅地造成、住宅販売などの事業を営んでおります。これまで工事で使用する木材や砂利は店舗敷地内の資材置場に保管しておりましたが、事業拡大に伴い既存の資材置場では足りず、新たな資材置場の必要性が生じております。業務量の多いさいたま市岩槻区に行きやすく、また本社からも近いエリアで土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、8番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。現在申出人は妻と子供たちの計4人で申出人の実家にて生活しております。申出人の両親は都内の賃貸住宅に居住しておりますが、越谷市内に住んでいる申出人の祖母の体調がよくないため、両親は越谷市に戻って生活する予定です。これらの理由で手狭となっていることから、申出人は新たに自分の住まいを建築したいと考えるようになりました。3世代でサポートし合いながら生活することを望んで現住居の近隣を探したところ、本申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は、63.76平方メートルを予定しております。

続きまして、9番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人

は草加市に本社を置き、大規模なボーリング工事を行う建設業を営んでおります。越谷市内には掘削時に使用する機械や直径3メートル程度の金属製のケーシングチューブという大型資材の資材置場を設けております。現在このケーシングチューブは2段もしくは3段に積んで保管しておりますが、近年の猛暑の影響によりゆがんでしまうため平置きにして保管するための新たな資材置場の必要性が生じておりました。既存の資材置場の近くの土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、10番の概要ですが、除外理由は敷地拡張です。申出人は、市内で病院や介護老人保健施設などを営む医療法人です。現在介護老人保健施設は2棟運営しておりますが、施設入所者は要介護認定を受けた高齢者であり、外出する機会は限られております。体を動かせる広い緑地は、認知症の改善や生活習慣病の予防につながるということが研究結果として示されていることから、敷地内に緑地を設置することで入所者の療養環境をこれまで以上に整えたいと考えるようになりました。そのような中、既存敷地の隣接地である申出地を利用できるようになったため、介護老人保健施設用地として敷地拡張したいという申出です。なお、建築物の予定はありません。

農業振興課からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番について山崎委員、7番については大熊委員が欠席ですので事務局から、8番から10番については私から説明いたします。

それでは、6番について、山崎委員よりお願いいたします。

4 番 委 員
(山崎委員)

6番の件について、7月13日に現地を確認いたしましたので、ご報告いたします。

現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にマウンドアップを作成する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。
	7 番について、事務局よりお願いいたします。
事 務 局	7 番の件について事務局より補足説明します。
	7 月13日に大熊委員より現地を確認しており、申請地については適正に管理、耕作されていたとの報告を受けております。現況は畑で、除外理由は資材置場です。周囲には既にメッシュフェンス及びネットフェンスが設置されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。
議 長	ありがとうございました。
	8 番から10番について、私から説明いたします。
	8 番の件について 7 月20日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。 続きまして、9 番の件について、同じく 7 月20日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲に鋼板の塀を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。
	続きまして、10番の件について、7 月20日に現地を確認しましたので、報告いたします。現況は田で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局よりお願いいたします。

統括主幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の11ページから12ページです。第1号報告 農地法第3条の3の第1項の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の13ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の14ページから17ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、21件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の18ページです。第4号報告 農地の改良に係る届出について、2件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

議

長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、8月25日金曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時47分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 7月25日

議 長

署名委員

署名委員